

○国立大学法人筑波大学副学長の任期に関する規程

〔平成23年1月27日〕  
〔法人規程第4号〕

改正 平成29年法人規則第56号

国立大学法人筑波大学副学長の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下この条において「基本規則」という。）第27条第5項の規定に基づき、副学長（基本規則第27条第2項に規定する副学長を除く。以下同じ。）の任期について定めるものとする。

(任期)

第2条 副学長の任期は、1年とする。

- 2 事故等により副学長が欠員となった場合の後任の副学長の任期は、前項の規定にかかわらず、当該年度の末日とする。
- 3 学長が欠員となった場合の副学長の任期の末日は、第1項の規定にかかわらず、後任の学長が任命される日の前日とする。
- 4 学長が欠員となった場合における後任の学長が任命する副学長の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該年度の末日とする。
- 5 副学長は、再任されることができる。

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、特定の業務を行う副学長の任期については、学長が別に定めることができる。

- 2 前条第2項の規定にかかわらず、前項の副学長が事故等により欠員となった場合の後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この法人規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この法人規程は、平成29年11月1日から施行する。